

# 普通預金

令和4年4月1日現在

1. 商品名	・普通預金
2. ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・定めはありません。
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・随時お預入れいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課税	・市場金利に基づき設定した毎日の店頭表示利率を適用します。(変動金利) なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 ・毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円とし、店頭表示の普通預金利率により計算します。 ・個人のお客さま 20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ・法人のお客さま 総合課税が適用されます。
7. 手数料	・キャッシュカードによる払戻しの際に、カード規定に定める手数料を徴求することがあります。
8. 付加できる特約事項	・原則として18歳以上の個人のお客さまは総合口座による当座貸越が利用できます。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率です。 ・法令に定められた条件を満たすお客さまの場合はマル優のお取扱いができます。 ・貯蓄預金との間で資金を自動的に振替えるスイングサービスのお取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・定めはありません。
10. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
11. その他参考となる事項	・お給料・年金・配当金などの自動受け取り、各種公共料金やクレジット・ローンの返済金などの自動支払いの口座としてご利用いただけます。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。